

大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業の周知不足

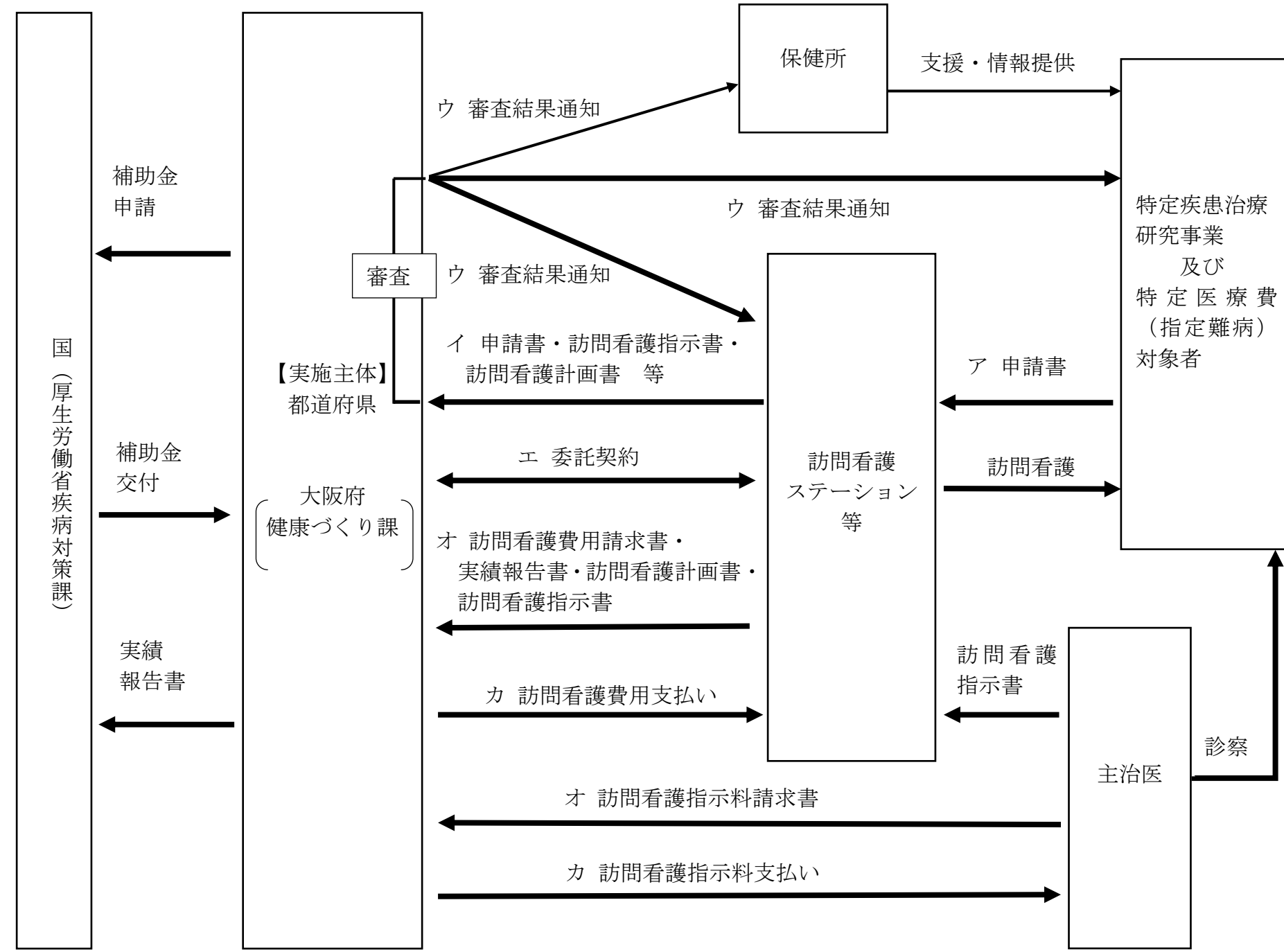
対象受検機関：健康医療部保健医療室健康づくり課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 事業概要</p> <p>(1) 在宅で人工呼吸器を装着し療養している指定難病等の患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受けた場合、その回数を超えた訪問看護料について公費負担を行う事業。 「医師による訪問看護指示料」(診療報酬の対象とならないもの)についても、1月に1回に限り公費負担を行う。</p> <p>(2) 厚生労働省の通知(要綱)に基づく補助事業(※)であり、実施主体は都道府県とされているが、事業費は国と都道府県が各2分の1を負担。 ※ 大阪府では、平成10年4月9日付保健医療局長通知に基づき、平成17年4月1日から「大阪府在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業」として実施してきた。平成27年3月30日付厚生労働省健康局長通知(併せて平成10年4月9日付保健医療局長通知の廃止)を受け、平成27年4月1日から「大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業」として事業を実施している。</p> <p>(3) 都道府県は訪問看護ステーション等に訪問看護を委託し、必要な費用を交付することとされている。</p> <p>2 事業の仕組(事務等の流れ)</p> <p>(1) 申請から決定まで ア 難病患者又はその家族が申請者となり、訪問看護ステーション等に申請書を提出。 イ 訪問看護ステーション等は、主治医による訪問看護指示書や訪問看護計画書等、必要な書類をまとめて、大阪府に申請。 ウ 大阪府で審査を行い、審査結果を申請者、訪問看護ステーション等に通知。 エ 大阪府と訪問看護ステーション等で委託契約を締結。</p> <p>(2) 訪問看護ステーション等は、主治医による訪問看護指示書に基づき訪問看護を実施。</p> <p>(3) 請求から支払まで(毎月) オ 訪問看護ステーション等は、訪問看護費用を大阪府に請求。(請求書には、実績報告書、訪問看護計画書及び訪問看護指示書等が添付される。) 主治医は、訪問看護指示料(診療報酬の対象とならないもの)を大阪府に請求。 カ 大阪府は、訪問看護費用及び訪問看護指示料を支払う。</p> <p>3 「医師による訪問看護指示料」の支払実績等について</p> <p>(1) 当該事業の対象患者は、毎年度20名程度(平成26年度実績では15名)いるが、主治医からの訪問看護指示料の請求は、事業が開始された平成17年度からこれまで1件もなく、大</p>	<p>1 本事業の補助対象となる「医師による訪問看護指示料」について、これまで10年間全く請求がないことについて、所管課は分析・調査することなしに事業運営が行われていた。</p> <p>2 監査において、訪問看護費用請求書の添付資料(実績報告書、訪問看護計画書及び訪問看護指示書)の中に、当該公費負担の対象となる可能性が高い訪問看護指示書も確認できた。</p> <p>3 「医師による訪問看護指示料」に関する公費負担については、ホームページで周知していたが、主治医に対する個別の周知等は行われていなかった。</p>	<p>制度に則した事業運営がなされるよう、本事業の周知方法等について検討するとともに、定期的に評価・検証されたい。</p>

阪府の支払実績がない。

(2) 受検機関が、本事業を実施している都道府県のうち、主要都府県や近隣府県、計16都府県に対し、平成26年度の状況を聞き取り調査したところ、15都府県で事業実績があり、うち10都府県で「医師による訪問看護指示料」の請求があった。請求のあった県の多くは、訪問看護ステーション等が「医師による訪問看護指示料」の請求書を取りまとめている。

【大阪府在宅人工呼吸器使用患者支援事業の仕組み】



措置の内容
<p>平成27年8月26日付けで、本事業の委託先である訪問看護ステーション28ヶ所に文書を送付し、本事業のために行った訪問看護指示については指示料請求が可能であることを、主治医に周知していただくよう依頼した。また、新規契約事業者に対しては、契約締結時に文書で周知している。</p> <p>今後は、契約更新等の機会を通じて周知を図るなど、制度に即した適正な事業運営がなされるよう努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年7月30日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）